

○志免町広告事業実施要綱

平成20年5月20日
志免町告示第45号

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 広告掲載事業の実施に関しては法令等の定めによるほか、この要綱によるものとする。

(掲載する媒体)

第3条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

2 前項に掲げるもの以外であっても広告媒体として活用可能なものについては、積極的に広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第4条 掲載できる広告は、町民生活に関連したものであって、社会通念上町民の理解が得られるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 社会問題等についての主義主張等の意見広告であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の基準については、町長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告掲載の規格、掲載方法、広告掲載料及び広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課(以下「所管課」という。)において定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報紙及びホームページ等により広く行うものとし、所管課は、自主財源確保のため、適当な手段により積極的に周知を図るものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告掲載を希望する者は、志免町広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、第4条の規定に基づき内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を志免町広告掲載決定通知書(様式第2号)により、広告掲載の申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日までに、掲載する広告の原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料金の納付)

第9条 広告主は、広告掲載料金を町長が指定する期日までに納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(掲載内容)

第10条 広告のデザイン、内容及び色彩等は、町のイメージを損なうことのないよう掲載までに町と広告主とで調整し、掲載するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当たらなければならない。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、原状回復の定めのあるものについて、広告掲載期間終了後、速やかに原状回復を行わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告媒体が、編集・発行上その他業務上の支障となるとき。

(2) 第8条第2項に規定する指定の日までに広告の原稿又は広告物の提出をしなかったとき。

(3) 第9条に規定する指定の日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(4) その他町長が広告掲載を取り消すことが必要であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、志免町広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない事由により、広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

(広告代理店等への業務の委託)

第14条 町長は、広告代理店等に広告の募集又は広告の作成等を委託し、広告枠を直接売り渡すことができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、所管課において別に定めるものとする。

(広告を掲載した媒体の寄附採納の申込み)

第15条 広告を掲載した媒体の寄附を申し込もうとする者(以下「寄附申込者」という。)は、志免町広告掲載物寄附採納申込書(様式第4号)に必要書類を添えて、町長に申し込むものとする。

(追加(平20告示第98号))

(広告を掲載した媒体の寄附採納の決定)

第16条 町長は、前条の規定による申込書を受け付けたときは、速やかに採納の可否を決定するものとする。

2 町長は、採納の可否を決定したときは、当該結果を志免町広告掲載物採納決定通知書(様式第5号)により寄附申込者に通知するものとする。

3 寄附採納を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 広告の内容に関する苦情等については、広告掲載者が速やかに解決に当たること。

(2) 広告掲載者に問題が生じた際は、当該広告掲載物を速やかに回収し、代替物等を提供すること。

(追加(平20告示第98号))

(志免町有料広告審査会)

第17条 町長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合に志免町有料広告審査会(以下「審査会」という。)に意見を求めることができる。

2 審査会は、副町長、総務課長、経営企画課長、広報室長及び審査の対象となる媒体を所管する課等の長で組織する。

- 3 委員長は副町長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
(繰下げ(平20告示第98号))

(委任)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
(繰下げ(平20告示第98号))

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月17日告示第98号)

この告示は、公布の日から施行する。